

平成30年4月2日

関係者 各位

四街道カントリー株式会社

代表取締役 山崎 昭久

民事再生手続開始の申立て等に関するお知らせ

本日、弊社は、取締役会において民事再生手続開始の申立てを行うことを決議し、東京地方裁判所に民事再生手続開始の申立てを行いました（平成30年（再）第10号）。

同申立ては、受理され、裁判所より保全処分及び監督命令の発令を受け、相澤光江弁護士が監督委員に選任されました。

関係者の皆様には多大なるご迷惑をお掛けしますことを、心よりお詫び申し上げます。

弊社は、昭和47年10月、全9ホールで預託金会員制ゴルフ場「四街道ゴルフ倶楽部」を開場し、昭和55年10月にはコースを増設して全18ホールとし、営業を続けてきました。バブル経済崩壊後、徐々に預託金の償還請求を受けるようになり、近年は会員の皆様の高齢化により退会を希望される方も増加し、ますます多くの請求を受けるようになっていました。弊社では、分割払いにご協力いただくなどして対応してまいりましたが、償還に要する金額は年々増加しており、預託金償還問題に関して抜本的な対策を取らなければ、近い将来、資金繰りが破たんし、関係者の皆様に更なるご迷惑をお掛けすることが想定されました。そのため、弊社は、民事再生手続を利用して経営の建て直しを図ることを決断しました。

再生手続開始申立後も、これまでどおりゴルフ場の営業を続けて参ります。会員の皆様のプレー権を保護し、皆様が心置きなくプレーできるよう、東京地方裁判所及び監督委員相澤光江弁護士の監督の下、役員・従業員が一丸となって事業の再建に尽力して参る所存です。

皆様におかれましては、ご理解と引続きのご支援を賜りますよう、何卒、宜しく願い申し上げます。

以上

本件に関するお問い合わせは、下記コールセンターまでお願いいたします。

【お問合せ先】 四街道カントリー株式会社 お問い合わせ専用番号

(TEL) 043-308-9955

受付時間：ゴルフ場休業日を除く平日 午前10時から午後5時まで